

板橋区立小・中学校給食費補助金同意書兼委任状

板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記の 1 の事項に同意の上、2 の事項を委任します。

記

1 同意事項（個人情報の取扱い）

板橋区立小・中学校給食費補助金の交付決定に係る審査及び交付金額を決定するため、保護管理者（板橋区教育委員会事務局学務課長）が、以下の個人情報を利用することに同意します。

情報の保有課	利用する個人情報
戸籍住民課	対象児童生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書、続柄、異動内容及び異動年月日
学務課	対象児童生徒の在籍校、学年、入学年月日及び退学年月日並びに対象児童生徒に係る就学援助及び就学奨励の認定有無、認定区分及び認定年月日 ※区外在住の場合は、対象児童生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書及び続柄
板橋・赤塚・志村福祉課	対象児童生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日

上記のほか、①他の地方公共団体の長の管理に属する福祉課が保有する対象児童生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日

②各小・中学校が保有する対象児童生徒の給食喫食状況

2 委任事項

板橋区立小・中学校給食費補助金の交付申請、受領及び返還並びに交付決定及び交付取消しに係る通知の受領の権限を、対象児童生徒の在籍する区立学校の学校長に委任します。また、板橋区長により決定された板橋区立小・中学校給食費補助金の請求に関する権限を、板橋区教育委員会事務局学務課長に委任します。

対象児童生徒（1 名につき 1 枚記入）

児 童 生 徒 氏 名	
学 校	板橋区立 学校

令和 年 月 日

板橋区長 宛て

住 所

保護者氏名

※ 他制度により、以下の受給・認定を受けている場合は、いずれかに☑をお願いします。
補助金との二重受給を防ぐために、チェック漏れがないよう御注意ください。
☐生活保護 ☐就学奨励
(他自治体から上記の受給・認定を新たに受けた場合は、学校に申し出てください。)
※ 同意及び委任をされない場合、学校給食費は保護者負担となることがあります。